

## 就学支援金について

### ① 概要

都立学校に在学する生徒を対象に、国が授業料を最大36か月にわたり支援する制度です。

なお支給される就学支援金は青山高等学校が生徒本人に代わり生徒の授業料として受け取ります。生徒本人（保護者）へ東京都から直接支払われるものではありません。

### ② 支給対象

「区市町村民税の課税標準額×6%－区市町村民税の調整控除額」が**30万4200円未満**の世帯が対象となります。

### ③ 支給額

支給額は授業料相当額になります。

月額9,900円

年額118,800円（1年間を通して認定された場合に支給される金額です。）

### ④ 資格の制限

- ① 高等学校等（私立高校等を含む。）を卒業又は修了した方
- ② 3年を超えて在学している生徒

### ⑤ 必要な手続

新入生は年2回、在校生は年1回手続が必要です。

なお手続を行わない場合には授業料をお支払いいただきます。

#### 第1回 4月（新入生 4月～6月分）

申請する年の前年の都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額で審査します。

申請書類 受給資格認定申請書兼収入状況届出書及びマイナンバー収集台紙

※申請書類は生徒を通じて配布します。

#### 第2回 7月（全校生徒 7月～翌年6月分）

申請する年の都道府県民税所得割額及び区市町村民税所得割額で審査します。

申請書類は第1回と同じになります。

ただし、マイナンバーを提出し認定となった者で、住所や親権者等に変更がない場合は、手続を省略することができます。

### ⑥ お問い合わせ先について

東京都立青山高等学校

経営企画室 担当 小松澤 電話番号：03-3404-7801 FAX：03-3404-0182